

いの町立特別養護老人ホーム偕楽荘における調理業務委託プロポーザル審査基準

1 趣旨

この基準は、いの町立特別養護老人ホーム偕楽荘における調理業務の受託候補者（以下「候補者」という。）をプロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 審査委員会

候補者の選定にあたっては、いの町立特別養護老人ホーム偕楽荘における調理業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、別表の審査基準に基づき、参加者より提出された提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリングにおける説明、質疑応答に対する採点を行い、候補者を選定する。

3 審査方法

審査委員会の各委員が行う審査は、別表の審査基準の各項目毎の審査の視点を参考としながら6段階で評価を行い、項目毎に係数（倍率）を乗じて点数化し、合計100点満点で評価する。

評価の目安	評価	点数化の方法
提案内容が優れている。	A	配点×1.0
提案内容に優れている点がある。	B	配点×0.8
提案内容が標準的である。	C	配点×0.6
提案内容に劣っている（実現性が低い）点がある。	D	配点×0.4
提案内容が劣っている（実現性が低い）。	E	配点×0.2
未記入・様式の未提出（当該項目のみ）	F	配点×0

4 順位付けについて

審査委員会の各委員の採点により、次の条件に従い選定する。ただし、出席した全委員の平均得点が60点に満たない場合は要求水準を満たしていないと判断し候補者とししない。

＜順位付けの条件＞

- (1) 出席した全委員の合計点数が最高得点の者
- (2) (1)が複数ある場合、審査項目のうち、「事業遂行能力」の点数の合計が最も高い者
- (3) (2)が複数ある場合、見積書の金額が低い者
- (4) 前項の規定により順位が決定できない場合は委員長が決定する。

5 その他

- (1) 審査委員会は、非公開で行う。
- (2) 参加者が審査委員に接触することは、直接、間接を問わず禁じているので、接触があった場合には、当該参加者は失格となる場合がある。
- (3) 審査委員会による候補者の選定は、提案審査の当日に行うものとする。
- (4) プレゼンテーション及びヒアリングにおいては、参加者の説明技術等によらず、提案内容の優劣について審査するものとする。

別表

審査基準

審査項目	審査の視点	配点
1 業務理解 (10点)	本業務の趣旨を十分に理解し、事業の目的に沿った基本的な考え方が提案されているか。	10
2 事業遂行能力 (50点)	内定から給食開始までのスケジュールが明確に定められているか。	10
	管理栄養士又は栄養士及び調理師の適切な配置ができ、また離職時の迅速な補充が可能かどうか。	10
	事業者は、業務を円滑に遂行するに足る類似業務の実績を有しているか。	5
	従事者、調理設備、給食材料などに対する衛生管理体制は明確に示されているか。	15
	食中毒等の事故発生時や、災害発生時などの場面で、状況に応じて迅速かつ適切な対応ができるかどうか。	10
3 企画提案内容 (40点)	個々に合った調理方法や味付けの可否、ニーズの調査及び対応など、利用者に寄り添った対応ができるかどうか。	10
	地元食材の使用、地元業者からの食材購入に対する一定の配慮はあるか。	5
	従事者に対して衛生面及び技術面での教育・指導を行う体制が示されているか。	10
	定期的な会合の開催や報告などを通じて施設と連携し、業務改善に向けて真摯に対応できるか。	10
	見積価格について、適正な運営を持続することが可能な価格設定がされており、かつ予算上限額を超えていないか。※超えていなければA判定とする。	5
合 計		100